

# フリーランス・事業者間取引適正化等法

## オンライン説明会 [Microsoft Teams]

### 開催日時

令和6年10月3日 (木) 13時30分～14時40分

令和6年10月4日 (金) 13時30分～14時40分

### 説明内容

## フリーランス・事業者間取引適正化等法について

申込先 労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト

#### ①令和6年10月3日開催

説明会番号 102-000-0001

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzEwMw==>



#### ②令和6年10月4日開催

説明会番号 102-000-0002

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzEwNA==>



- ・定員 各日200人 先着順の受付
- ・申込締切日 令和6年9月27日
- ・定員になり次第、受付終了となりますのでご了承ください。

### 説明会の詳細情報

青森労働局ホームページに資料を掲載しています。

※事前に資料をご準備ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html)

[roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html)



#### 《注意事項》

- ・申し込みが完了後、登録されたメールアドレス宛にURL、ID、パスコードが送付されます。
- ・お申込み完了メールは、必ず当日まで保管してください。また、ログイントラブル等に備えて、当日はお申込み完了メールを印刷し、手元に置かれることをお勧めします。
- ・ミーティングルームに入室する際には、名前の欄に受付完了メールに記載されている「受付番号」を入力してください。\* 個人名、屋号、会社名等個人が特定できる入力を行わないでください。個人情報保護の観点から、参加をお断りする場合があります。
- ・入室後は、カメラをオフ、マイクをミュートにしてください。
- ・説明会開始5分前（13時25分）までに入室してください。説明会開始後は、入室できません。
- ・質問等は、説明会終了後、メール、電話等で受け付けます。
- ・オンライン説明会への参加にはインターネット環境が必要となります。
- ・オンライン説明会の視聴にあたりましては、使用する端末へのMicrosoft Teamsアプリのインストールが推奨されます。Microsoft Teamsアプリがインストールされていない場合でも一部のブラウザでの参加が可能ですが、機能が制限される場合があります。なお、Teamsに関する使用方法については、本説明会主催者ではお答えしておりません。

お問い合わせ先 青森労働局 雇用環境・均等室

TEL : 017-734-4211

E-mail : 02kokin-sidou✕mhlw.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

送付する際は、「✕」を「@」に置き換えてください。

# 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024年11月1日に施行されます。

## 法律の目的

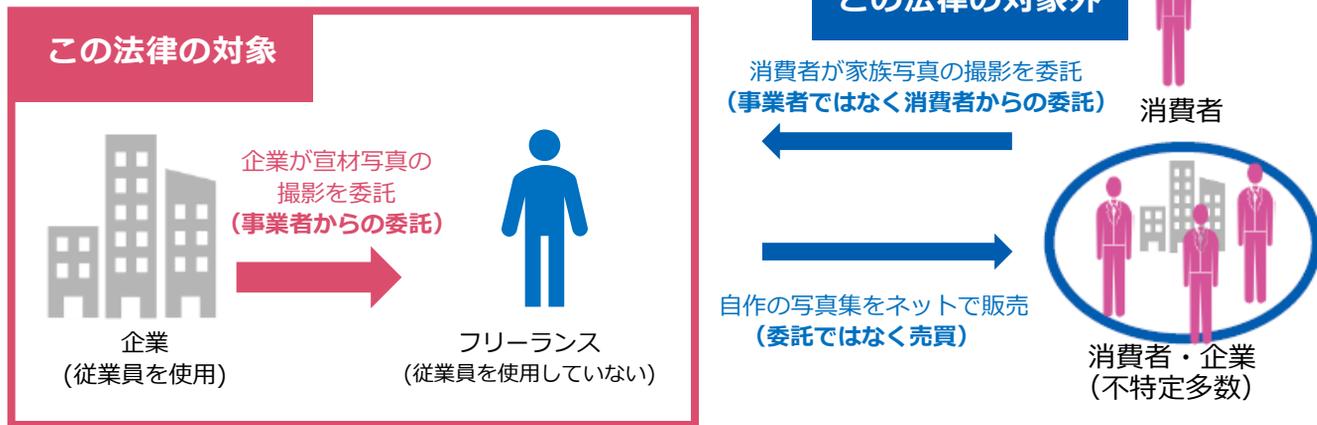
この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ・フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
  - ・フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

## 法律の適用対象

発注業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）  
フリーランスとは 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの  
発注事業者とは フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

## 発注事業者

## 義務項目

## フリーランス

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

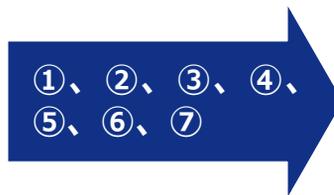
※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は③は1か月、⑤⑦は6か月です。

契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



① 書面等による取引条件の明示

② 報酬支払期日の設定・期日内の支払

③ 禁止行為

・項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、

項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）

それぞれのHPをご覧ください。

【お問合せ先】青森労働局雇用環境・均等室

(Tel017-734-4211)

④ 募集情報の的確表示

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省